

「南相馬市事業者支援・市民生活応援事業」参加店登録申込書

申込日 令和 年 月 日

南相馬市消費喚起応援事業実行委員会委員長

「南相馬市事業者支援・市民生活応援事業」参加店募集要領に基づき、参加店として申し込み致します。

申込者名	会社名 (法人の場合のみ)	(フリガナ)		
	所在地	〒		
	代表者職・氏名	(役職)	(フリガナ)	
	TEL		担当者	

参加店舗名 (チラシ等掲載名)	店舗名	(フリガナ)							
	所在地	〒							
	TEL		店舗責任者						
	業種 (主に当てはまる業種1つに○印を付けて下さい)	1	スーパー・生鮮食品	2	菓子・パン・惣菜	3	米・酒・その他食品	4	コンビニエンスストア
		5	地場産品・売店	6	生活用品・雑貨・文具	7	衣料品・ファッション	8	家電・家具・インテリア
		9	スポーツ・書籍・趣味	10	教養・娯楽・旅行	11	ギフト・花・造園	12	時計・メガネ・貴金属
		13	薬・化粧品・健康	14	金物・建築資材	自動車・バイク・自転車関連			
		16	燃料・ガソリンスタンド	17	写真・印刷	18	理容・美容・エステ	19	クリーニング
		20	住まい	ホテル・共同浴場・冠婚葬祭				22	タクシー・運転代行
		23	食堂・宴会	24	和食・寿司・そば・うどん	25	中華・ラーメン	26	レストラン・洋食・焼肉
27		居酒屋・ダイニングバー・スナック			28	喫茶・ファストフード	29※	その他の販売・サービス	
※29番は、業種の判断に迷う場合のみ選択してください									
売場面積 (小売業のみ)	㎡				※小売業で売場面積が500㎡を超える場合は、共通券のみの取扱いとなります。				

※全ての項目が記入必須です。書き漏れのないようお気を付けてください。
 ※複数の店舗が含まれる大型商業施設等は、個別のテナントごとに申込みしてください。
 ※市内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書を作成してください。

振込口座	金融機関名		支店名	
	(金融機関コード)		(支店コード)	
	預金種別	普通 ・ 当座	□座番号 (右詰め)	□□□□□□□□
	□座名義	(フリガナ)		

※全ての項目が記入必須です。書き漏れのないようお気を付けてください。
 ※金融機関は、できる限り南相馬市内の金融機関をご指定ください。
 ※口座記入に不備があると、お振込みが遅れる場合がございます。

裏面に遵守事項を記載しておりますので、ご確認のうえ、署名願います。

「南相馬市事業者支援・市民生活応援事業」参加店の遵守事項

- ①参加店の証明となる店頭表示物（ポスター、のぼり）を掲示します。
また、店頭表示物（ポスター、のぼり）は事業終了まで廃棄せず、丁寧に扱います。
- ②店舗内全従業員に、キャンペーン内容の周知と情報共有をします。
- ③自店舗に配布されたくじ券（商品券）について、配布方法に従って配布されたもの以外の当落を自ら確認しません。
また、自店舗、他店舗に関わらず自ら使用しません。
- ④原材料、機器類、仕入れ商品等の購入のほか、事業活動に伴って生じる支払いに、商品券を利用しません。
- ⑤商品券は偽造防止を行っていますが、不正使用が疑われる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに実行委員会事務局に連絡します。
- ⑥商品券を受け取った際は、裏面の指定箇所に店名を記入またはゴム印等で押印します。
- ⑦換金申込は、必ず、指定された換金期間中に行います。期間を過ぎてからの換金申込はしません。また、使用済の商品券を換金せずに、他の参加店で使用しません。
- ⑧商品券利用期間中は、必ず、商品券の取り扱いを継続し、実行委員会から特段の要請がない限り、勝手に取り扱いを終了しません。
- ⑨商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しません。
- ⑩定められた規則内のくじ券の配布や商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めます。
- ⑪くじ券や商品券の取扱いに関して、実行委員会から改善要請等があった場合、要請に従います。
- ⑫実施状況確認や、実施期間中の売上げに関する資料の提供等、実行委員会から指示があった場合、指示に従います。
- ⑬店舗名・所在地・業種の公表（ホームページ、チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑭今後、南相馬市において新たに商品券関連事業を実施する場合、本事業と同様に扱うことについて同意します。
- ⑮登録する店舗は、以下に該当しません。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者
 - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- ⑯その他、参加店として事業が円滑に進むよう努め、本事業の趣旨に反する行為は行いません。
- ⑰上記の遵守確認のため、調査協力することに同意します。
- ⑱上記を遵守しなかった場合、参加店登録が抹消になっても異存ありません。
- ⑲記載した情報は、実行委員会等に提供することに同意します。

私は、以上のことについて遵守することを誓約し、参加店の登録を申込みします。

令和 年 月 日 責任者名

記載いただいた情報については、印刷、換金等の委託事業者に提供いたします。ご了承ください。

《 実行委員会 処理欄 》

受付	店舗分類	参加判別	実行委員会承諾印
	大型店	可	
	・	・	
	中小店舗	不可	